同　万田字西ノ峯	トル、五九六番三のうち実測六・四三平方メートル、六五四番一、六五八番七、六五八番一〇、六七一番一二、六七一番五	六九〇番一、六九〇番二二、六九四番一、六九五番二、七〇二番二、七〇五番二、七〇六番一、七〇八番一、七一三番一、七一四番一、七一五番三、七一六番三、七一七番六、七一七番一、七一八番三、七一八番六、七三八番三、七四〇番二
同　原万田字蓮池	二四〇番のうち実測四四三四・〇二平方メートル、二五〇番一、二五〇番三のうち実測一八〇〇・九二平方メートル、二九〇番二、二九〇番四、二九二番のうち実測三四八・六九平方メートル、二九三番、二九四番のうち実測二三九・八二平方メートル、二九五番のうち実測一七・四四平方メートル、三〇〇番一一、三〇〇番一四五・七〇番三、三〇〇番四のうち実測一四五・七〇平方メートル、三〇〇番五、三〇〇番六、三〇〇番七、三〇〇番一〇、三〇〇番一二、三〇〇番一四のうち実測五一六・八九平方メートル、三〇一番一のうち実測四九七・〇七平方メートル、三〇一番四	
同　原万田字松葉	三八五番一のうち実測三六一六・八九平方メートル、三八五番二のうち実測一八二八・九〇平方メートル	
同　原万田字甲根	五八四番二、五五八番二のうち実測二七九九・八三平方メートル	
同　原万田字辻	一四四番二、一四四番一四のうち実測五二八・七六平方メートル、一六二番四のうち実測一・三〇平方メートル、一六九番一のうち実測七五七・三三平方メートル、一六九番九のうち実測二五六四・六七平方メートル、一六九番二七のうち実測六二七・〇八平方メートル、一六九番一のうち実測九七二・九二九、一七四番一のうち実測九二・八五平方メートル、二〇〇番六のうち実測一〇九三・八五平方メートル	
同　原万田字妙見	三一番三六のうち実測六二六・七三平方メートル、三一一番四九のうち実測二三四一・二九平方メートル、三一一番五七のうち実測二三一・二五平方メートル、三一一番七二のうち実測八九・二五平方メートル、三一一番七四のうち実測二〇五六・七一平方メートル、三一二番九一、三二〇番四、三三一番一、三三一番三のうち実測七二・七七平方メートル	

	廣瀬淡窓墓	旧集成館
	昭和二十三年文部省告示第二号	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号
	大分県日田市豆田町 同　港町	旧集成館 鹿児島県鹿児島市吉野町 同　吉野町寺山炭窯跡 関吉の疎水溝 同　下田町、川上町
右の地域に介在する道路敷及び水路敷、熊本県荒尾市万田字太郎丸五六番二と同字穴田二〇二番二に挟まれる道路敷のうち実測一六一・四七平方メートルを含む。 備考　一筆の土地及び道路敷並びに水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会、大牟田市教育委員会及び荒尾市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一一六番、一二〇番一、一二〇番二、一二〇番三 三七六番のうち実測八一・六三平方メートル 大分県日田市豆田町一一六番と同港町三七六番に挟まれる水路敷のうち実測一三・三六平方メートルを含む。 備考　一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大分県教育委員会及び日田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅱ座標系を基準とするB－一四五地点（X＝マイナス一四九九一四・九二七メートル、Y＝マイナス四二四四二・四四二メートル）、YB－三－一六地点（X＝マイナス一四九九三二・九五二メートル、Y＝マイナス四二四五六・三三六メートル）、KP－三－一五地点（X＝マイナス一四九九三三・六三メートル、Y＝マイナス四二四五六・〇五四メートル）、KB三七地点（X＝マイナス一四九九三七・三七九メートル、Y＝マイナス四二四五四・三四五
	廣瀬淡窓旧宅及び墓	旧集成館 附寺山炭窯跡 関吉の疎水溝